

7 参加学校に対する特別賞（予定）

本作文コンテストに参加する学校のうち、特に積極的な取組を行う学校（小学校・中学校各1校まで）を、中央推進委員会の「特別賞（丸善まなびのつながり賞）」に推薦します。

特別賞の贈呈対象となった学校（全国の小学校・中学校から各1校）には表彰状及び副賞（図書寄贈）が贈呈されます。

＜積極的な取組の例＞

- ・児童・生徒の作品に対して担当教諭が丁寧な作文指導を行っていたり、優秀作品の朗読発表会を開催したりするなど、学校全体で本コンテストに対して積極的に取り組んでいる。
- ・「犯罪や非行のない地域社会づくり」や「犯罪や非行をした人の立ち直り」について考える授業を実施したり、保護司を始めとする地域の更生保護ボランティアや保護観察官を招いた特別授業を実施したりするなどして、児童・生徒に対して広く更生保護に関する学びの場を提供している。
- ・“社会を明るくする運動”強調月間において、生徒会があいさつ運動を実施するなど、更生保護活動への理解促進のための取組を行っている。
- ・その他本コンテストに参加するに当たって、他の学校の取組の参考となるような独創的又は先進的な取組を行っている。

8 審査員（予定）

- * 埼玉県関係者 * 教育関係者
- * 更生保護関係者 * マスメディア関係者
- * さいたま保護観察所長 ほか

お問合せ先

“社会を明るくする運動”埼玉県推進委員会事務局
さいたま保護観察所 地域活動総括班
TEL：048-861-8287



小・中学生向け
ウェブサイトページ



先生・指導者向け
ウェブサイトページ



さいたま
保護観察所HP

ウェブサイトから
“社会を明るくする運動”や
作文コンテストについて
知ることができます。
チェックしてみてね♪



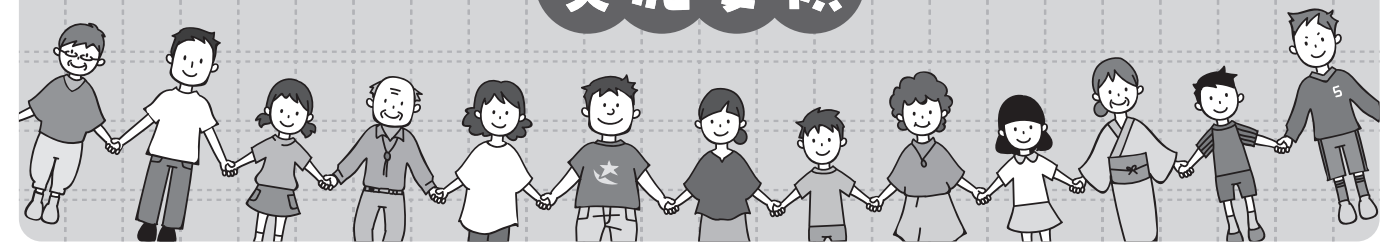
応募作品を通じて知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する方針」に基づき取り扱います。また、同個人情報は、作文コンテストにかかる目的のみに使用し、作品は、書類保存基準により保管し、保管期間経過後は適切に廃棄処理します。

第75回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

埼玉県作文コンテスト

実施要領



1 趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。この運動は、昭和26年に始まり、今回で第75回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う県内の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

2 主催

“社会を明るくする運動”埼玉県推進委員会
法務省 さいたま保護観察所

3 後援

埼玉県教育委員会 埼玉県保護司会連合会
更生保護法人埼玉県更生保護観察協会 埼玉県更生保護女性連盟 埼玉新聞社

4 作文の応募規定

●資格

埼玉県内の小学生及び中学生

（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む。）

●テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、**犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと**などを題材としたものとします。

●原稿の枚数等

- ア 400字詰め原稿用紙3～5枚程度（ただし、小学校低学年についてはこの限りではありません。）
- イ 濃くはっきりと記載してください。手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。ただし、生成AIを利用して作成したものを自己の作品として応募することはできません。
- ウ 原稿には、題名・学校名・学年・氏名を必ず記載してください。

●応募方法及び応募締切日

- ア 児童・生徒の皆様は、在籍する学校の先生へ応募期日を確認し、作品を提出してください。
- イ 児童・生徒から作品の提出を受けた学校の担当者様は、作品の原本に**必要事項を記入した「学校応募票」を添えて**（「【学校用】作品送付手引」参照。）、**学校の所在地に対応する各地区の“社会を明るくする運動”推進委員会又は地域で“社会を明るくする運動”を中心となって推進している保護司会（以下「地区推進委員会等」とします。）へ、当該地区推進委員会等が定める期日までに郵送してください。**

_____地区推進委員会・保護司会

〒 _____
埼玉県

＊＊地区推進委員会等からお知らせします＊＊

TEL： _____

締切日： _____月 _____日（ _____）

●その他

- ア 応募作品は、1人につき1作品までとし、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。（第75回“社会を明るくする運動”に関連する行事等で発表するものについては差し支えありません。）
- イ 応募規定に沿わない作品については、審査対象外となることがあります。
- ウ 選考の結果入賞した作品は、報道機関やインターネット等により公表される可能性があります。応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が公表される可能性があることについて、あらかじめ応募者及び保護者の承諾が得られていることを前提とします。
- エ 作品の公表・掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- オ 応募者全員に参加賞の贈呈を予定しております。
- カ 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。また、作品は返却しませんので御了承ください。

5 選考基準

審査項目	視 点
趣 旨	●「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪や非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。 ●日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。
内 容	●自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。 ●自分の体験や経験に基づいているか。 ●具体例が挙げられているか。 ●創造性、独創性があるか。 ●読み手の心に響くものがあるか。
表 現 形 式	●読み手を引きつけるような文章であるか。 ●読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか）。 ●効果的で工夫された書き方をしているか。 ●用字、符号の用い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

6 表彰（予定）

- 下記8記載の審査員の審査を経て、優秀な作品を次のとおり決定し、小学生の部・中学生の部ごとに表彰を行います。（※表彰式の詳細は未定）
 - “社会を明るくする運動”埼玉県推進委員会委員長（埼玉県知事）賞
 - さいたま保護観察所長賞
 - 埼玉県保護司会連合会会長賞
 - 埼玉県更生保護観察協会理事長賞
 - 埼玉県更生保護女性連盟会長賞
 - 埼玉新聞社長賞
- 入賞者には表彰状及び副賞を贈呈します。
- 特に優秀な作品は、法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会（以下、「中央推進委員会」とします。）主催の全国コンテストに推薦される場合があります。